

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1529号から第1532号まで)

平成30年10月18日

横情審答申第1529号から第1532号まで

平成30年10月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年8月31日旭土第1850号による「昭和40年6月5日横浜市告示第110号」ほか4文書、平成28年8月31日旭土第1851号による「昭和40年6月5日横浜市告示第110号」ほか8文書、平成28年9月16日旭土第2118号による「道水路境界復元について（伺）218冊10号」及び平成29年2月6日旭土第3836号による「[「平成28年2月9日付開示請求への（旭土第2851号・平成28年11月18日付）弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、]で始まる17枚の開示請求書に記載の別紙文書に係る開示再請求について」の非開示決定に対する審査請求についての諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「昭和40年6月5日横浜市告示第110号」ほか4文書、「昭和40年6月5日横浜市告示第110号」ほか8文書、「道水路境界復元について（伺）218冊10号」及び「[「平成28年2月9日付開示請求への（旭土第2851号・平成28年11月18日付）弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、]で始まる17枚の開示請求書に記載の別紙文書に係る開示再請求について」の開示請求を権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1-1の「開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載」欄（以下「請求内容欄」という。）に記載の開示請求（以下「開示請求1」という。）、別表1-2の請求内容欄に記載の開示請求（以下「開示請求2」という。）、別表1-3の請求内容欄に記載の開示請求（以下「開示請求3」という。）及び別表1-4の請求内容欄に記載の開示請求（以下「開示請求4」という。以下開示請求1から4までを総称して「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、別表1-1の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書1」という。）、別表1-2の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書2」という。）、別表1-3の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書3」という。）及び別表1-4の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを総称して「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、平成28年7月29日付で行った文書1に係る非開示決定（以下「処分1」という。）、同年7月29日付で行った文書2に係る非開示決定（以下「処分2」という。）、同年8月12日付で行った非開示決定（以下「処分3」という。）及び同年12月9日付で行った非開示決定（以下「処分4」という。以下処分1から処分4までを総称して「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件開示請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2

月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するため、同条第3項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人の目的は文書開示以外にあると考えられる。審査請求人は、平成28年2月9日請求分と2月22日、3月3日及び3月22日請求分、同年3月22日請求分と4月25日請求分(開示請求1)、同年4月25日請求分(開示請求1)と6月22日請求分(開示請求2)など重複する行政文書の開示請求を繰り返している。先行する開示請求に対する開示等の決定通知書を受け取る前に、さらに重複して開示請求を行っている場合もある。
- (2) 審査請求人は、開示を受ける意思のないことが明らかに認められる。写しの交付を郵送で希望された場合、処分庁から写しの作成及び送付に要する費用に係る納入通知書を送付し、費用の納付がなされたことを確認した上で対象行政文書の写しを郵送しているが、先行する開示請求において、審査請求者に納入通知書を送付しても費用が納付されず開示の実施ができないことが約1か月の間に3回あった。
- (3) 審査請求人は、閲覧による開示の実施等の場において不適切な言動や行為を繰り返している。先行する開示請求の対象行政文書を閲覧する場においても、ほとんど閲覧せずに、職員への誹謗や、自己所有の土地に関して国土調査が誤りである、国土調査に基づき境界調査を行い境界杭を設置したことは誤りである、特定した対象行政文書の存在を否定して実施機関が捏造した等の自説を繰り返すことに多くの時間を割いている。記録により確認できるだけでも、6回の開示の実施において上記のような状況であり、対応時間の記録がある開示の実施においては、短い場合で2時間30分から3時間、長い場合は7時間に及んでいる。その間少なくとも2人の職員が対応のために時間を拘束された。

その中でも平成28年特定月日の開示の実施の際には、威圧的な発言があり、処分庁の職員を震慄させた。このため、開示の実施が困難と判断して開示を中断して審査請求人に対して事務所から退出することを3回求めたがこれに応じず、警察署に通報して警察官立会いのもと、退出を求めることとなった。担当職員の生命身体に危害が及ぶことを示唆する発言は、双方の信頼関係を根底から損ねるものである。

また、審査請求人は、開示の実施の場において、従前から度々フロア全体に響き渡るような大声を出す、机をたたく等の職員を威圧するような言動もあった。

- (4) 上記のように、審査請求人が開示の実施の場において対象行政文書をほとんど見

ることなく長時間にわたり自己の主張を繰り返し、さらに大声による威圧行為や脅迫発言をなすことにより、対応職員の心労も大きく、実施機関の業務に著しい支障が生じている。

- (5) 審査請求人は、今回権利の濫用として対応されても、これまでも非開示処分を受けていたものについて理由を別にした非開示処分を受けたり、そもそも存在しないものを開示されないだけであり、何ら不利益が生じるものではない。

これに対し、今回のような開示請求を正当な権利行使と解した場合、実施機関が被る不利益は、これまでも繰り返されている開示手続を再度繰り返すという労力がかかるだけでは済まされない。今回の開示手続が正当なものとされた場合は、審査請求者は今後も同趣旨の請求を繰り返し、実施機関としては膨大な労力を強いられることが想定される。

- (6) 実施機関としては、平成22年の条例改正において権利の濫用条項を織り込まれたのは、文書開示目的以外の目的による開示請求や開示の実施の場等における不適切な行為を認めないという趣旨からのものと解している。今回の開示請求が適正なものと認められると条例改正の趣旨が損なわれることとなり、認められるべきではないと考える。

- (7) 審査請求人は、先行する開示請求に対する非開示決定について審査請求を行っており、実施機関が非開示決定を維持することとして審査会に諮問した審査請求手続中の対象行政文書について審査決定を待つことなく重ねて開示請求を行い、この請求に対する非開示決定に対しても審査請求を重ねて行っている。

- (8) したがって、本件開示請求は、条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当し、同条第3項に基づき非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書を実施機関に都合のよいようにすり替えて非開示決定されているが、開示請求書通りの全部を開示するよう求める。
- (2) その他、審査請求人は、別表1-1から1-4までの「審査請求人の主な請求要旨」欄に記載の主張をしている。

なお、審査会としては審査請求人の求めに応じ意見陳述の実施を通知したが、審

査請求人から意見陳述を辞退する旨の申出があったため、意見陳述は実施されなかった。

5 審査会の判断

(1) 道水路等の境界調査に係る事務について

横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「規則」という。）に基づき、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷について境界調査を行っている。境界調査には、境界が未確定なときに関係土地所有者と横浜市が立会いをして境界を確定する「境界明示」と、境界は既に確定しているが、現地で境界が不明確になったときに関係土地所有者と立会いの上、資料図に基づきその境界を確認する「境界復元」がある。

規則第3条に基づき、境界調査を申請しようとする土地の所有者（以下「申請者」という。）は、道水路等境界調査申請書に、申請に係る土地に関する登記事項証明書、公図写し、現地案内図及び隣接地所有者の立会同意届出書を添付して市長に提出する。申請を受けた市は、規則第4条に基づき申請に係る土地に関する資料及び現地の状況を調査する。その後、規則第5条に基づき、申請者及び隣接地の所有者に対し、境界調査をするための立会いの場所、期日等を立会依頼書により通知する。

規則第6条及び第7条に基づき、立会いの結果、協議が成立したとき、又は境界確認がされたときは、申請者及び隣接地の所有者からの署名及び押印により境界が決まる。これに基づき、必要な場所に境界標を設置し、境界調査図を作成する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件開示請求に係る開示請求書の記載から、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）と隣接する市道との境界に関して、旭土木事務所において作成し、又は取得し、保有する別表1-1から1-4までの「審査請求文書」欄に記載の各行政文書であると解される。

実施機関は、本件開示請求について条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示としている。一方、審査請求人は、審査請求書及び意見書において権利の濫用の適用に関する反論等を述べることなく単に非開示とする理由はないとのみ主張している。

(3) 本件処分に至る経緯

ア 実施機関は、平成4年に、土地A先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地Aは審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地A先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求を行い、さらに開示請求に対する開示決定等について繰り返し審査請求を行っている。

(4) 条例第5条第2項の該当性について

ア 条例第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 権利の濫用とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典（第4版）」（有斐閣））。

情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うべきことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。

具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実

施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。

ウ 実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞等の要素を総合的に勘案し、判断することとしているが、具体的な事例を類型化して、本件開示請求の時点では次の三つを判断の基準として運用していた。

(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。

(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。

(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。

エ 実施機関は、前記のとおり、本件開示請求に係る審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等から「開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。」、「開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。」及び「開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。」のいずれにも該当するとして本件処分を行っている。

これに対し審査請求人は、非開示とする理由はないとのみ主張している。

オ 当審査会では、実施機関の説明及び審査請求人の主張を踏まえて、本項該当性について次のとおり検討した。

カ 本件開示請求から本件処分に至る経過について、開示請求書、開示決定等期間延長通知書、開示等の決定通知書、弁明書、審査請求書及び意見書等の関連する文書並びに平成30年5月18日に行った実施機関からの事情聴取により当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

(ア) 審査請求人は、平成28年3月22日請求分と開示請求1、開示請求1と開示請求2など重複する行政文書の開示請求を繰り返している。

また、約1年の間に9回の先行する開示請求に係る開示の実施において、6回は閲覧による開示の実施の場で対象行政文書をほとんど見ることなく自己の主張に終始して開示の実施を妨げ、3回は写しの交付による開示を求めたが、審査請求人が写しの作成等に要する費用を納入しないため写しの交付による開

示の実施ができないでいる。

このように、審査請求人は対象行政文書の開示の実施を受けることなく、特段の事情の変化がないにもかかわらず、本件開示請求において、旭区の特定地番に関連して市道認定の告示、地籍図、道水路境界復元の伺文書等の同一の行政文書を対象とする開示請求を繰り返し行っている。

- (イ) 審査請求人は同一の行政文書を対象とする開示請求を繰り返した上で、開示請求書に記載のとおり文書件名で開示等決定がなされないと、実施機関の文書特定が誤っていると主張し、その都度審査請求も繰り返している。
- (ウ) 文書4については、先行の同内容の開示請求に対する非開示決定に対して審査請求人が審査請求を行い、審査請求手続中の対象行政文書であり、審査請求に対する裁決を待つことなく、開示請求を重ねて行い、これに対する非開示決定に対しても審査請求を行っている。
- (エ) 実施機関は、先行する開示請求に係る対象行政文書の特定、開示等決定、開示の実施の準備等を行い誠実に対応している。それにもかかわらず、審査請求人は、先行する開示請求に係る開示の実施の場において、その都度不適切な言動や行為を繰り返している。対象行政文書をほとんど閲覧することなく実施機関の職員に対する誹謗や自己の主張を繰り返し、職員に長時間の対応を強いている。実施機関の記録によれば、実施機関がその対応に要した時間は、6回の開示の実施において、それぞれ2時間30分から3時間、長い場合は7時間に及んでいる。
- (オ) さらに、先行する開示請求に係る平成28年特定月日の開示の実施の際には、威圧的な発言があり対応職員が震慄したため、開示の継続が困難と判断した実施機関が開示を中断し、審査請求人に対して事務所から退出することを3回に渡り求めたがこれに応じなかった。そのため、実施機関が警察署に通報して警察官立会いのもと退出を求めている。
- (カ) 審査請求人は、先行する開示請求に係る開示の実施の場において、従前から度々、フロア全体に響き渡るような大声を出す、机をたたく等の職員を威圧するような言動があった。そのため、実施機関の担当職員の精神的な疲労も蓄積され、実施機関における業務の遂行に著しい支障が生じている。

キ 上記カ(ア)から(カ)までのとおり認定された事実によれば、審査請求人による本件開示請求に係る一連の対応においては、①特段の事情の変化がないにもかかわらず、同一の行政文書が対象となる開示請求を繰り返していること（上記カ(ア)）、②写

しの交付による開示請求においては、写しの作成等に要する費用を納入しないため、実施機関は写しの交付による開示の実施ができないこと（上記カ(ア)）、③同一の行政文書を対象とした開示請求を繰り返し、開示請求書に記載のとおり文書件名で開示等決定がなされないと、実施機関の文書特定が誤っているとしてその都度審査請求がなされること（上記カ(イ)）、④審査請求人が先行の非開示決定に対する審査請求を行い、当審査会で審査請求手続中の対象行政文書について、特段の事情の変化がないにもかかわらず開示請求を行っていること（上記カ(ウ)）、⑤閲覧による開示の実施にあたり、対象行政文書の閲覧をほとんどせずに実施機関の職員に対する誹謗や自己の主張を述べることに終始して、長時間、実施機関の職員に対応を負擔させることを繰り返していること（上記カ(エ)）、⑥先行する開示請求に係る開示の実施の際に、不適切な言動があったとして再三事務所から退出を求められても退出しなかったこと（上記カ(オ)）、⑦先行する開示請求に係る開示の実施の際、大声を出す、机をたたく等の職員を威圧するような行動があったこと（上記カ(カ)）、⑧これらの開示等決定のほとんどに対して審査請求が繰り返されていることが認められる。

ク 以上のことから、同一の行政文書に対する開示請求が繰り返され、その「開示の実施等において不適正な行為が繰り返される」ことにより、実施機関においては審査請求人からの一連の開示請求に対応するため、膨大な労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。

また、審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、少なくとも本件開示請求を含む一連の「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、審査請求人の一連の行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、本件開示請求を含む一連の行為は、害意に基づくものと評価することができる。

ケ したがって、本件開示請求は、情報公開制度の趣旨を著しく逸脱するものであって、権利の濫用に当たり、本項に該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求を条例第5条第2項に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 藤原静雄、委員 金子正史、委員 松村雅生

別表 1-1 答申第 1529 号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請 求 日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は 内容」欄又は別紙の記載	決定通 知 日	決定内容		諮問日	審査請求文書 文書の概要	審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
				決定内容	適用条項等			
1	平成 28. 4. 25	『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいた おりませんが、裁判事案であったことから、判決があつ た平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控えさせ ていただいております。昨年 6 月以降の文書及び情 報公開請求につきまして、できる限り誠意を持って 対応させて頂いておりますが、内容がぼうばうで求め られている対象事案を特定することが難しいものが多 いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることな どの理由により、改めて文書で回答をするためには過 去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間が かかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き 職員が直接お伺いし、A様が疑問に思われていること のひとつと一つについてこれからも誠意を持って対応 させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理 解をお願いします』とのB言質と文書。写真 神奈川 県有地と地番Cの境界である県杭位置（矢印先）へ戻 すように。市有地は無い。1. 「道路幅員証明願」につ いて。平成 27 年 3 月 17 日に申請し 1 年経過した。「道 路局と相談している」と凌いでいるが、道路局は旭土 木からの相談に対しては既に回答していると文書回答 が有った。『幅員証明取扱い規程の写しを請求する。 2. 申請地の道路境界査定図の写しを求める。 3. 平 成 26 年 12 月 19 日付の旭土第 3591 号建築道路課から 平成 22 年 9 月 2 日付で旭区白根地番 C と D 間は建築基 準法の道路か否かを弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による	平成 28. 7. 29	非開示	平成 28. 8. 31	1、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示 110 号 2、旭区白根特定番地 E の地籍図（公 図写） 3、不法行為等による慰謝料請求事件 に係る照会について（照会） 建建 道第 1569 号 4、不法行為等による慰謝料請求事件 に係る照会について（回答） 旭土 第 2036 号 5、道水路境界復元について（同） 218 冊 10 号	審査請求に係る処分を取り消し、対象文 書を実施機関に都合の良いように摩り替 えて非開示決定しているが、開示請求書通 りの全部を開示するように求める。 実施機関は、「何度も同じ文書の開示を求 め繰り返し返している」等、条例第 5 条第 3 項 を非開示決定の理由としたが、虚偽虚言に より作成し回答した根拠文書を開示すれ ばよいことで、非開示とすべき理由は全く ない。実施機関は条例の適用通り、情報公 開法に基づいた開示を実施されることが 妥当であると考える。	
				平成 28. 8. 31	1、昭和 40 年 6 月 5 日発行横浜市報 536 頁から 537 頁までの写し 2、昭和 44 年 2 月作成の横浜市旭区 白根特定番地 E に係る地籍図 3、不法行為等による慰謝料請求事件 に関する被告弁護士からの照会に 関して、旭土木事務所管業務に関 連する事項について、照会を受け た文書 4、不法行為等による慰謝料請求事件 に関する被告弁護士からの照会に 関して、旭土木事務所管業務に関	審査請求人は、自宅土地に関する行政文 書の開示請求を、平成 23 年度から繰り返し 行っている。また、開示決定、一部開示 決定等の通知書を受理する前に、重複する 文書の開示を繰り返し返している。開示の実施 の場においては不適切な行為が繰り返し返 行われ、開示文書の閲覧を再三促すも、閲 覧時間は僅かで自身の主張繰り返しのみ である。主張内容は、国土調査及び国土調 査に基づく境界調査は誤りであることや、 過去に対応してきた横浜市職員の誹謗中 傷、文書特定して開示した文書文書につい		

	<p>照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ていることについて、①「弁護士法第23条の2第2項による照会書と訴訟文書」の写しの交付。②旭土木事務所が「昭和40年6月5日以降については否認する。」と平成22年9月27日付回答した根拠文書の写し。③旭土木事務所が、旭区白根特定番地Eの一部と回答した一部とは何処か明示した根拠文書の写し。④旭土木事務所が「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている。」と回答した根拠文書の写し。⑤旭土木事務所が「昭和48年直後に解放された。」と回答した部位は何処か明示した根拠文書の写し。⑥既に道路として供用を開始している。と回答した供用部位は何処か明示した根拠文書の写し。⑦旭区白根特定番地Cの所有者から18番杭から19番杭までが道路だと承諾したと回答した。回答書及び表示図と痛い記載の承諾書の原議写し。⑧白根特定番地Cの所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と回答した。道路位置を明示した根拠文書原議の写し。</p>		<p>連する事項について、回答した文書</p> <p>5、道水路境界復元についての書類</p>	<p>て存在自体を否定して「捏造である」、不在の文書については「隠蔽している。」等である。さらに、大声を出す、机を叩く等の威圧行為に及ぶことも多く、他の職員等の業務運営にも支障をきたしている。主な対応状況は次のとおりである。①平成27年2月20日請求（請求書1通、請求文書件数1件）については同年3月24日開示実施（対応時間約3時間）。②平成27年3月30日請求（請求書1通、請求文書件数18件）については同年5月13日開示実施（対応時間記録なし）。③平成27年6月11日請求（請求書1通、請求文書件数3件）については同年7月24日開示実施（対応時間約7時間）。④平成27年8月26日請求（請求書2通、請求文書件数5件）については同年11月13日開示実施（対応時間約3時間）。⑤平成27年9月14日及び10月9日請求（請求書計3通、請求文書件数計7件）については同年12月18日開示実施（対応時間約2時間30分）。⑥平成28年2月9日請求（請求書1通、請求文書件数13件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑦平成28年2月22日請求（請求書1通、請求文書件数9件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用</p>
--	---	--	---	---

																		<p>の納付がなかったため未開示。⑧平成 28 年 3 月 22 日請求（請求書 1 通、請求文書 5 件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑨平成 28 年 3 月 28 日請求（請求書 1 通、請求文書 3 件）については同年 6 月 17 日開示実施（対応時間約 2 時間 30 分）。この日の開示実施もこれまでの自己主張を繰り返し、このほかに書留文書で郵送した非開示決定通知書が未着である、郵送希望による開示は希望していないとの主張があり、話が平行線になると「そんな事を言っていると刺されるぞ」との発言があり担当職員が畏怖したため開示を中止し退去勧告をするが、退去しなかったため警察に通報した。これらことから、審査請求人が開示請求を行う目的が文書開示以外にあることが明らかであり、開示の実施を行うことが困難であると結論付け、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められると判断したため。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表 1-2 答申第 1530 号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請求日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載	決定通知日	決定内容		諮問日	審査請求文書		審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
				決定通	適用条項等		文書の概要		
1	平成 28.6.20	<p>218-10 380-6</p> <p>その他は別紙へ記載の 1~8 項について (別紙)</p> <p>『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただき ておりますが、裁判事案であったことから、判決があ った平成 26 年 6 月以前は文書による回答は差し控え させていただいております。昨年 6 月以降の文書及 び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をも って対応させて頂いておりますが、内容がぼうぼうで 求められている対象事案を特定することが難しいも のが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案である ことなどの理由により、改めて文書で回答をするため には過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるた め時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち 引き続き職員が直接お伺いし、A様が疑問に思われて いることのひとつひとつについて、これからも誠意を もって対応させていただきたいと考えておりますの で、何卒ご理解をお願いします』写真・・・神奈川県有 地と地番 B の境界である県杭位置 (矢印先) へ戻すよ うに。</p> <p>1. 「道路幅員証明願」について。平成 27 年 3 月 17 日 に申請し 1 年経過した。「道路局と相談している」 と書いていますが、道路局は相談に対しては既に回答 していると言書回答が有った。『幅員証明取扱い規</p>	平成 28.7.29	<p>条例第 5 条第 3 項</p>	<p>平成 28.8.31</p>	<p>1、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示 110 号</p> <p>2、旭区白根特定番地 A の地籍図 (公 図写)</p> <p>3、不法行為等による慰謝料請求事件 に係る照会について (照会) 建設道 第 1569 号</p> <p>4、不法行為等による慰謝料請求事件 に係る照会について (回答) 旭土第 2036 号</p> <p>5、道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号</p> <p>6、道水路境界復元について (伺) 380 冊 6 号</p> <p>7、道水路境界復元について (伺) 174 冊 2 号</p> <p>8、道水路境界復元について (報告) (伺) 13 冊 16 号</p> <p>9、狭あい道路拡幅整備事業の施工に 伴う土地使用承諾に関する書類</p>	<p>審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨</p> <p>審査請求に係る処分を取り消し、対象文 書を実施機関に都合の良いように摩り替 えて非開示決定されているが、開示請求書 通りの全部を開示するように求める。 実施機関は、「何度も同じ文書の開示を 求め繰り返し返している」と、条例第 5 条第 3 項を非開示決定の理由としたが、虚偽虚言 により作成し回答した根拠文書を開示す ればよいことで、非開示とすべき理由は全 くない。実施機関は条例の適用通り、情報 公開法に基づいた開示を実施されること が妥当であると考ええる。</p> <p>審査請求人は、自宅土地に関する行政文 書の開示請求を、平成 23 年度から繰り返し返 し行っている。また、開示決定、一部開示 決定等の通知書を受理する前に、重複する 文書の開示を繰り返し返している。開示の実施</p>		

	<p>程の写しを請求する。</p> <p>2. 申請地の道路境界査定図の写しを求めらる。</p> <p>3. 平成26年12月19日付の旭土第3591号建築道路課から平成22年9月2日付で旭区白根地番BとC間は建築基準法の道路か否かを弁護士法第23条の2第2項による照会書を受け回答したと旭土木事務所長から回答を得ていることについて、</p> <p>①、「①「横浜弁護士会からの依頼文書。」②「弁護士法第23条の2第2項による照会書。」の写しの交付。</p> <p>②旭土木事務所が「昭和40年6月5日以降については否認する。」と平成22年9月27日付回答した根拠文書の写し。</p> <p>③旭土木事務所が旭区白根特定番地Dは、神奈川県が横浜市に委譲した特定番地Cから特定番地Eまで4m×87mの国有地である。其の一部と回答した一部とは、①何処から何処までか。②明示した根拠文書の原議「写しの交付」。</p> <p>④旭土木事務所が「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている」と回答した①回答書及び②回答根拠文書の写し。</p> <p>⑤旭土木事務所が「昭和48年直後に解放された。」と回答した解放部位は何処にあるのか②明示した根拠文書の写し。</p> <p>⑥既に道路として供用を開始している。と虚言回答した①供用部位は何処に有るのか②明示した根拠文書の写し。</p> <p>⑦旭区「白根特定番地Bの所有者から18番杭から19番杭までが道路だ。」と承諾書があると虚言回答し</p>		<p>に関する被告弁護士からの照会に 関して、旭区旭土木事務所所管業務 に関する事項について、照会を受 けた文書</p> <p>4、不法行為等による慰謝料請求事件 に関する被告弁護士からの照会に 関して、旭区旭土木事務所所管業務 に関する事項について、回答した 文書</p> <p>5、道水路境界復元についての書類</p> <p>6、同上</p> <p>7、同上</p> <p>8、道水路境界指示についての書類</p> <p>9、狭あい道路拡幅整備事業の施工に 伴う土地使用承諾に関する書類</p>	<p>の場においては不適切な行為が繰り返し 行われ、開示文書の閲覧を再三促すも、閲 覧時間は僅かで自身の主張繰り返すのみ である。主張内容は、国土調査及び国土調 査に基づく境界調査は誤りであることや、 過去に対応してきた横浜市職員の誹謗中 傷、文書特定して開示した文書について存 在自体を否定して「捏造である」、不存在 の文書については「隠蔽している。」等で ある。さらに、大声を出す、机を叩く等の 威圧行為に及ぶことも多く、他の職員の業 務運営にも支障をきたしている。主な対応 状況は次のとおりである。①平成27年2 月20日請求（請求書1通、請求文書件数1 件）については同年3月24日開示実施（対 応時間約3時間）。②平成27年3月30日 請求（請求書1通、請求文書件数18件） については同年5月13日開示実施（対応 時間記録なし）。③平成27年6月11日請 求（請求書1通、請求文書件数3件）につ いては同年7月24日開示実施（対応時間 約7時間）。④平成27年8月26日請求（請 求書2通、請求文書件数5件）については 同年11月13日開示実施（対応時間約3時 間）。⑤平成27年9月14日及び10月9日 請求（請求書計3通、請求文書件数計7件） については同年12月18日開示実施（対応 時間約2時間30分）。⑥平成28年2月9</p>
--	---	--	---	---

<p>日請求（請求書1通、請求文書件数13件）</p>	<p>については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑦平成28年2月22日請求（請求書1通、請求文書件数9件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑧平成28年3月22日請求（請求書1通、請求文書件数5件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑨平成28年3月28日請求（請求書1通、請求文書件数3件）については同年6月17日開示実施（対応時間約2時間30分）。この日の開示実施もこれまでの自己主張を繰り返した。このほかに書留文書で郵送した非開示決定通知書が未着である、郵送希望による開示は希望していないとの主張があり、話が平行線になると「そんな事を言っていると刺されるぞ」との発言があり担当職員が畏怖したため開示を中止し退去勧告をするが、退去しなかったため警察に通報した。これらのことから、審査請求人が開示請求を行う目的が文書開示以外にあることが明らかであり、開示の実施を行うことが困難であると結論付け、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい</p>
<p>た①回答書。及び②場所が表示された「表示図」に「承諾の署名押印された承諾書」の原議。それぞれの写しの交付。</p>	<p>⑧白根特定番地Bの所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と①虚言回答の根拠とした文書。②特定番地Bと特定番地C間に存在するという道路位置及び範囲を明示した根拠文書。双方の原議の写し。</p>
<p>4 平成19年1月29日付旭土木所長名にて地番B所有者に「注意書」送付したことを謝罪した①実測図と公図。</p>	<p>5 国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言質。①道水路等境界明示図、②国調地籍図K3-42-3の測定基準点、③三斜測量実測図それぞれの写しの交付。</p>
<p>6 平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します…承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と「表示図へ承諾押印させた際の三斜実測図の写しの交付</p>	<p>7 平成3年。平成17年。平成20年の白根特定番地C地に関する狹隘道路整備事業関係公図等原議一式の閲覧。</p>
<p>8 本書請求人が所有する横浜市旭区白根特定番地B敷地に対する。①旭区174冊2号原議一式の関、②</p>	<p>8 本書請求人が所有する横浜市旭区白根特定番地B敷地に対する。①旭区174冊2号原議一式の関、②</p>

別表 1-3 答申第 1531 号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請求日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載	決定通知日	決定内容		諮問日	審査請求文書		審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
				決定内容	適用条項等		文書の概要		
1	平成 28.7.28	横浜市長からの「旭土 2036 号平成 22 年 9 月 27 日付」文書に、18 番から 19 番杭までが道路であると、特定番地 A 所有者からの承諾書がある。写し再請求。	平成 28.8.12	非開示		平成 28.9.16	道水路境界復元について (同) 218 冊 10 号	審査請求に係る対象文書は承諾書があるが、土地の形態(場所、位置、範囲)の記載がない。道路幅員証明願いも発行しない旭土木事務所長に文書原議一式の開示を求めた。旭土木事務所長は私有地を搾取した事象を隠蔽するため非開示決定した処分を取り消し、指摘の通り全部を開示するように求める。 実施機関は、「何度も同じ文書の開示を求め繰り返し返している」等、条例第 5 条第 3 項を非開示決定の理由としたが、虚偽虚言により作成し回答した根拠文書を開示すればよいことで、非開示とすべき理由は、旭土木事務所長は現況を何度も視察し、搾取したことが明らかであるためである。実施機関は条例の適用通り、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であると考ええる。	
				条例第 5 条第 3 項			道水路境界復元についての書類	審査請求人は、自宅土地に関する行政文書の開示請求を、平成 23 年度から繰り返し行っている。また、開示決定、一部開示決定等の通知書を受理する前に、重複する文書の開示を繰り返し返している。開示の実施の場においては不適切な行為が繰り返し行われ、開示文書の閲覧を再三促すも、閲覧時間は僅かで自身の主張繰り返し返すのみである。主張内容は、国土調査及び国土調査に基づく境界調査は誤りであることや、過去に対応してきた横浜市の職員からの誹謗中傷、文書特定して開示した文書について存在自体を否定して「捏造である」、不存在の文書については「隠蔽している。」等である。さらに、大声を出す、机を叩く等の威圧行為に及ぶ	

ことも多く、他の職員の業務運営にも支障をきたしている。主な対応状況は次のとおりである。①平成27年2月20日請求（請求書1通、請求文書件数1件）については同年3月24日開示実施（対応時間約3時間）。②平成27年3月30日請求（請求書1通、請求文書件数18件）については同年5月13日開示実施（対応時間記録なし）。③平成27年6月11日請求（請求書1通、請求文書件数3件）については同年7月24日開示実施（対応時間約7時間）。④平成27年8月26日請求（請求書2通、請求文書件数5件）については同年11月13日開示実施（対応時間約3時間）。⑤平成27年9月14日及び10月9日請求（請求書計3通、請求文書件数計7件）については同年12月18日開示実施（対応時間約2時間30分）。⑥平成28年2月9日請求（請求書1通、請求文書件数13件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑦平成28年2月22日請求（請求書1通、請求文書件数9件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑧平成28年3月22日請求（請求書1通、請求文書件数5件）については、写しの交付を郵送希望していたが、写しの交付等に係る費用の納付がなかったため未開示。⑨平成28年3月28日請求（請求書1通、請求文書件数3件）については同年6月17日開示実施（対応時間約2時間30分）。この日の開示実施もこれまでの自己主張を繰り返した。このほかに書留文書で郵送した非開示決定通知書が未着である、郵送希望による開示は希望していないとの主張があり、話が平行線になると「そんな事を言っていると刺されるぞ」との発言があり担当職員が畏怖したため開示

							<p>を中止し退去勧告をするが、退去しなかつたため警察に通報した。これらことから、審査請求人が開示請求を行う目的が文書開示以外にあることが明らかであり、開示の実施を行うことが困難であると結論付け、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であつて、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められると判断したため。</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

別表 1-4 答申第 1532 号に係る「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」等

請求 No.	開示請求日	開示請求書中の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄又は別紙の記載	決定通知日	決定内容		諮問日	審査請求文書		審査請求人の主な請求趣旨 実施機関の主な説明趣旨
				適用	事項等		文書の概要		
1	平成 28.11.21	「平成 28 年 2 月 9 日付開示請求への(旭土第 2851 号・平成 28 年 11 月 18 日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、⑧について開示再請求す。	平成 28.12.9	非開示			⑧：既に道路として供用を開始している。と虚偽回答した。②供用土地範囲を明示した文書。	同種案件に対する弁明と旭土第 2851 号(平成 28 年 11 月 18 日付)の弁明は相違している。開示請求書に対し「工事は行われていない。請求の文書は保有していない」との弁明は至極当然である。しかし、旭土第 2851 号(平成 28 年 11 月 18 日付)では、『当該開示請求に係る行政文書は、作成または取得したか不明であり、保有していないため』と既に開示されている案件に対する理由や条例第 34 条の趣旨とも異なる虚言にて弁明し、尚且つ…決定が変更されることはないということは明確であるなどと対応しているが、条例の適用通り情報公開法に基づいて開示されることが妥当と考える。	
				条例第 5 条第 3 項			-	当該開示請求に係る行政文書は、平成 28 年 4 月 8 日旭土第 138 号により行った非開示決定に対して請求人が平成 28 年 4 月 15 日に行った審査請求の審査対象となっている対象行政文書を再度開示請求したものである。当該審査請求に対して実施機関は、横浜情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、非開示決定が妥当であると主張していることから、現時点で同じ行政文書の開示請求が行われたとしても、当該審査請求に対する答申が出されるまでは、決定が変更されることがな	

							いことは明確である。この状況において、同一の行政文書を開示請求することは、請求人による開示請求の目的が、行政文書の閲覧や写しの交付でないことは明確であり、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用禁止規定に該当するものとの判断したため。
2	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付)弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、⑫について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	⑫：旭土木事務所は特定番地A所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。⑫18杭及び19番杭は特定番地Aの所有ではない。	同上
3	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付)弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、⑬について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	⑬：旭土木事務所は特定番地A所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。⑬表示図と同一書面に記載された承諾書。	同上
4	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付)弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、⑮について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	⑮：横浜市旭区白根特定番地Aの所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と非事実を虚言にて捏造し回答した。⑮昭和48年直後の道路位置を明示した文書。	同上
5	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付)弁論について	28.12.9	非開示	29.2.6	⑰：平成19年1月29日付にて、白根特定番地Bは道路だと「注意書」が、	同上

		取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、㉔について開示再請求する。		条例第5条第3項		採取しているが、算出した文書原議一式。	
12	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、㉔について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	㉗：幅員証明願取扱規程。	同上
13	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、㉘～㉚について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	㉘：道路法36条による道路占用許可関係書類原議。 ㉙：道路占用許可関係書類原議。 ㉚：道路ホック工着工届付け書類原議。 ㉛：土地使用関係原議 ㉜：道路損傷処理関係書類原議。	同上
14	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、㉝～㉞について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5条第3項	29.2.6	㉝：原状回復命令事務(指令番号簿)原議 ㉞：道路改良事業に係る計画関係書類原議。	同上
15	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は	28.12.9	非開示	29.2.6	54：道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成し	同上

						た承諾書。	
		取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、54について開示再請求する。		条例第5 条第3項		-	同上
16	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、55について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5 条第3項	29.2.6	55：旭区白根特定番地B地先と称し平成22年、横浜市道路境界画定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。	同上
17	28.11.21	「平成28年2月9日付開示請求への(旭土第2851号・平成28年11月18日付) 弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、56について開示再請求する。	28.12.9	非開示 条例第5 条第3項	29.2.6	56：東側を計測し、南側に託けたが道水路等の境界調査実施前の写真と公図及び調査完了後の写真と公図及び測量図、地積図、求積図。	同上
						-	同上

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 8 月 31 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1529 号及び第 1530 号)
平成 28 年 9 月 16 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1531 号)
平成 28 年 9 月 23 日 (第 300 回第二部会) 平成 28 年 9 月 27 日 (第 295 回第一部会)	・ 諮問の報告 (答申第1529号及び第1530号)
平成 28 年 9 月 30 日	・ 審査請求人から意見書受理 (答申第 1529 号及 び第 1530 号)
平成 28 年 10 月 6 日 (第 201 回第三部会)	・ 諮問の報告 (答申第 1529 号及び第 1530 号)
平成 28 年 10 月 17 日	・ 審査請求人から意見書受理 (答申第 1531 号)
平成 28 年 11 月 15 日 (第 297 回第一部会) 平成 28 年 11 月 17 日 (第 203 回第三部会) 平成 28 年 11 月 25 日 (第 304 回第二部会)	・ 諮問の報告 (答申第 1531 号)
平成 29 年 1 月 11 日 (第 32 回制度運用調査部会)	・ 審議 (答申第 1529 号から第 1531 号まで)
平成 29 年 2 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1532 号)
平成 29 年 2 月 16 日 (第 208 回第三部会) 平成 29 年 2 月 24 日 (第 309 回第二部会) 平成 29 年 2 月 28 日 (第 300 回第一部会)	・ 諮問の報告 (答申第 1532 号)
平成 29 年 3 月 6 日	・ 審査請求人から意見書受理 (申第 1532 号)
平成 29 年 3 月 16 日 (第 34 回制度運用調査部会)	・ 審議 (答申第 1532 号)
平成 30 年 2 月 2 日 (第 43 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 4 月 19 日 (第 44 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 5 月 18 日 (第 45 回制度運用調査部会)	・ 実施機関からの事情聴取 ・ 審議

平成 30 年 6 月 29 日 (第 46 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 7 月 19 日 (第 47 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 8 月 23 日 (第 48 回制度運用調査部会)	・ 審議